

市立加西病院院内保育所設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立加西病院の院内に保育所を設置し、市立加西病院に勤務する職員の乳幼児のうち、保育に欠けるものを保護者の希望により保育し、病院事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市立加西病院に勤務する職員をいう。
- (2) 乳幼児 5歳児（就学前までの児童）までをいう。
- (3) 保護者 市立加西病院に勤務する職員であつて、乳幼児の親権者をいう。

(保育児童の定数)

第3条 保育児童の定数は、30名までとする。なお、0歳児については、生後54日目から利用可能とする。

(管理及び運営)

第4条 院内保育所の管理及び運営は、院長が行うものとする。

(保育所の開所と開所時間)

第5条 保育所の開所は、昼間及び夜間にそれぞれ行うものとし、その日数及び開所時間は別表第1に定めるとおりとする。ただし、病院及び院内保育所の運営上やむを得ない場合はその開所時間を延長、若しくは短縮し、または閉鎖することができる。

(入所)

第6条 保護者は、乳幼児の保育を希望するときは、別に定める入所申込書を院長に提出し、その承認を得なければならない。

2 院長は、前項による申し込みがあつた場合において、乳幼児が次の各号に該当するときは、これを承認しないものとする。

- (1) 伝染病疾患に罹っているとき。
- (2) 疾病その他の理由により、保育が困難と医師が判断したとき。

3 院長は、入所の承認又は不承認を決定したときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(臨時保育)

第7条 院長は、臨時保育の申し込みを受けた時は、前条第2項に基づく取り扱いのほか、別に定める事項に基づく審査を加えた上、これを承認することができる。

(保護者の協力)

第8条 保護者は、保育所職員の指示に従い、これに協力するとともに、乳幼児の健康に留意し、疾病等にかかり、又その恐れのある場合には、保育所の利用を停止しなければならない。

ない。

(保育の停止)

第9条 院長は、乳幼児が疾病等により、他の乳幼児の保育に支障を生ずるおそれのある場合は、その者の保育を一定期間停止することができる。

(退所)

第10条 保護者は、乳幼児を退所させようとするときは、速やかに別に定める対処届を院長に提出しなければならない。

(保育料)

第11条 保育料は別表第2に定める額とする。

- 2 前項の保育料は、人件費の上昇及び施設の改善、その他諸般の経済事情等により、適正でなくなった場合は、これを改正することができるものとする。
- 3 2人目の利用については、高年齢児童の保育料を50%として計算する。
- 4 3人目以降の場合も以下の係数を乗じて計算するものとする。

適用人数	割引係数	対象児童
3人目	75%	中間年齢の児童
4人目	75%	中間年齢の児童×2

(保育料の納入)

第12条 保護者は、前条に規定する保育料を病院の指定する方法にて期日までに納入するものとする。

- 2 前項の納入方法は、原則給与天引きとする。

(保護者が調達する物品)

第13条 乳幼児の保育に必要な物品であって、その乳幼児が専用する物品については、保護者において調達するものとする。

(業務記録)

第14条 院長は別に定める帳簿を保育所に常備し、記録させなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項で、疑義等が発生した場合は、関係機関と協議し、随時決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

保育所開所時間

	早朝時間	基本開所時間	基本閉所時間	延長保育時間	夜間保育時間
月曜～金曜	7:00～8:00	8:00	18:00	18:00～21:00	21:00～07:00
土日祝祭日	なし	8:00	18:00	なし	なし
申込期日	前日迄	なし	なし	なし	1 週間前迄

別表第 2（第 11 条関係）

保 育 料

（単位：円）

項 目	0 歳児	1～2 歳児	3 歳児以上
月極保育料／月	<u>35,000</u>	<u>35,000</u>	<u>30,000</u>
夜間保育料／回	2,000	2,000	2,000
一時預かり／回	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
給食費	込	込	込

（注）一時預かりのうち、延長保育時間のみを利用する場合は、1 回 500 円とする。

（但し、1 ヶ月 5,000 円を上限とする）